

要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会（第1回）	資料1
令和2年4月23日	

## 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会 開催要綱

### 1. 目的

「介護保険制度の見直しに関する意見（令和元年12月27日）」（社会保障審議会介護保険部会）において、「リハビリテーションについて、どの地域でも適時適切に提供されるよう、介護保険事業（支援）計画での対応を含め更なる取組の充実が必要である」とされた。

これを踏まえ、第8期介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対する、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護老人保健施設及び介護医療院におけるリハビリテーションサービスの役割や整備目標等を検討するため、「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションの取組及び目標設定の在り方
- (2) (1) をPDCAサイクルに沿って進めるための指標の在り方
- (3) その他

### 3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。また、その任期は令和3年3月31日までとする。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選によりこれを定める。座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表することとする。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

### 4. 運営等

- (1) 検討会は、老健局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会においては、必要に応じ、3. 構成員（1）の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 検討会の庶務は、老健局老人保健課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

## 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会構成員名簿

令和2年4月23日現在

(五十音順)

今村 知 明	奈良県立医大公衆衛生学教授
江澤 和 彦	公益社団法人日本医師会 常任理事
岡 島 さおり	公益社団法人日本看護協会 常任理事
角 野 文 彦	滋賀県健康医療福祉部 理事
川 越 雅 弘	埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科兼研究開発センター教授
久 保 俊 一	公益社団法人日本リハビリテーション医学会 理事長
深 浦 順 一	一般社団法人日本言語聴覚士協会 会長
近 藤 国 嗣	一般社団法人全国デイ・ケア協会 会長
斎 藤 和 也	東伊豆町役場 健康づくり課 参事
斉 藤 正 身	一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会 会長
○ 田 中 滋	埼玉県立大学理事長
田 辺 秀 樹	一般社団法人日本臨床整形外科学会 顧問
中 畑 万里子	行橋市役所 福祉部介護保険課 課長補佐
中 村 春 基	一般社団法人日本作業療法士協会 会長
半 田 一 登	公益社団法人日本理学療法士協会 会長
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会 会長
宮 田 昌 司	一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会 会長
山 田 剛	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事